

## 第 8 回条例学習会まとめ

2008/1/17 13:30～15:30

ウィズ豊川 3 階研修室 3

参加者：16名（うち市議会議員6名）

**講演 『男女共同参画社会づくり・豊川市の現状と将来について』**

**講師 生活活性課 課長補佐 丸山賢治さん**

### 講演内容

はじめに、本日ここにお集まりの皆様は、すでに豊川市の女性施策の推進につきまして、日頃より研鑽をつまれ、それぞれのお立場でご尽力をいただいている方々であるとまずもって、感謝をもうしあげます。でありますので、いまさら豊川市として、今まで取り組んでまいりましたことを説明することはどうかとも思いましたが、経緯を確認していただく意味もこめまして、簡単に説明いたします。

#### 1.資料 男女共同参画に関する年表

年表の愛知県と豊川市が左右比較しながらのものを参照ください。まず本市では、昭和39年(1964)から、教育委員会が豊川市婦人会連絡協議会の事務局を担当し、女性の活動の支援をしてまいりました。社会教育の講座では、女性を取り巻く様々な問題について学ぶ『ウィメンズカレッジ』、市民大学専門講座などの講座を通して啓発に努めてまいりました。その後、平成10年(1998)4月には、女性施策の総合的な推進を図るため、教育委員会生涯学習課の事務分掌に「女性に係る施策の連絡調整に関する事」として明確に位置づけられました。そして、平成11年(1999)6月の男女共同参画社会基本法の制定を受けて、平成11年(1999)8月には、庁内に市長を会長とする『豊川市男女共同参画推進会議』、市民参画の組織整備を推進するために市民の代表者9名をお招きして『豊川市男女共同参画懇話会』、豊川市男女共同参画プラン策定のため、学識経験者と市民団体の代表者及び市職員で『プラン策定委員会』が発足いたしました。平成11年2月には、男女共同参画についての『市民意識調査』、平成12年(2000)2月には、男女共同参画についての『市職員意識調査』を実施いたしました。これらの調査結果をもとに、平成12年5月に発足させた庁内組織『プラン策定委員会作業部会』において、具体的に施策を検討し、懇話会にもお諮りをしながら、プラン策定のための検討をしてきました。その結果、平成13年(2001)3月に、2004年から2010年(平成16年から22年)の7年間の計画として、**とよかわ男女共同参画プラン策定**のはこびとなりました。この年の4月には、生活活性課に男女共同参画担当を新設し、施策の推進に取り組んでまいりました。その後、平成15年(2003)2月に『事業所及び市職員に対する意識調査』を経て、平成16年(2004)3月にプランを改定し、見直しをいたしました。改訂の理由としては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)の施行、育児・介護休業法の改正施行、社会情勢の変化などによるものです。今後の予定としましては、国や県の動向、そして平成20年(2008)もしくは21年(2009)中に実施予定の市民意識調査に基づきまして、平成22年度(2010)中を目標にさらなる改訂をしていく予定です。

## 2.資料 とよかわ男女共同参画プラン事業一覧

ここで、このプランの話であります。配布させていただきましたプランの事業一覧をもとに、説明を進めてまいります。A3サイズの横につづったものをご覧ください。

本市が取り組むべき施策の柱として、5つの社会像を定めております。資料の中では、一番上に社会像1から5まで、区分してあります。

社会像の一つ目としまして、人に差別なく思いやりの心を大切にするまち

二つ目は、誰もが主体的に参画する活力あるまち

三つ目は、能力を生かし、生き生きと働くことのできるまち

四つ目は、生涯にわたり安心して暮らせるまち

五つ目は、みんなで創る住みよいまち、の五つになります。

これら五つの社会像実現のために、13項目の基本的課題、さらに施策の方向付けとして、29項目を定めたものです。当初のプランでは、155事業で取り組んでまいりましたが、今回のプラン改定では、それぞれ、当初のプラン策定時から継続していく事業133事業(継続事業)、平成16年(2004)から19年(2007)までの間に実施しその後継続していく事業26事業(中期事業)、平成20年(2008)から22年(2010)までの間で実施しその後継続していく事業2事業(後期事業)の、合計、161事業で取り組んでおります。

プランの担当課としましては、秘書課・人事課・国際課・行政課・財政課・子ども課・福祉課・介護高齢課・保険年金課・保健センター・農務課・商工観光課・環境対策課・生活活性課・建築課・学校教育課・生涯学習課・市民体育課・市民病院の19課と、関係各課が連携して行うものとしての担当をさだめました。

平成16年(2004)3月の改定では、新たに追加した事業や今後、重点的に取り組むべき事業なども盛り込みました。

プランの改訂箇所などを、順を追って説明してまいります。説明では、追加したこと、重点としたことを中心に説明してまいります。表中、の印が付いたものは、改定で追加したもので、の印が付いたものは、今後、重点として取り組むべきものとして位置づけをしたものです。

それでは、A4サイズ横につづった資料の、1ページから順に説明していきます。

まず、社会像1の基本施策1の、**暴力の根絶対策の推進**では、当初、事業の項目数が4項目でありましたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV法の整備に伴い、その対応が図れるよう内容を追加し、6項目としました。

ここでは特に、ドメスティックバイオレンスの根絶に向けて、行政の取り組むべき内容に整理し、ひとたびDVの事象が発生した場合は、速やかな対応が取れるよう、関係各課の責務を明確にし、連携をとること、DVの防止のための研究・啓発などを追加し、関係機関あがての取り組みとして、異性間・親子間の暴力がなくなるよう内容を変更しました。

生活活性課の所管するなかでは、平成18年度(2006)に、学校の養護教諭向けのデートDV研修会を実施し、平成19年度(2007)では、とよはしキャップの皆さんによる連続講座を開催し、今年度内に市内高校生向けのデートDV防止研修会を開催する予定です。

市民相談室の相談では、内容によっては、緊急性を要するものも想定され、その場合は、子ども課や福祉課が直ちに連携をとり対応しております。

次に、3ページの、社会像1の基本施策2の、**メディアにおける人権の尊重**は、事業の項目数は3項目と以前と変わりありませんが、表現のガイドラインができたことにより、内容に変更を加え、誰もが正しい認識のもと、対等な社会の仲間としての意識を醸成していくものにしました。

次に、4ページから6ページの、社会像1の基本施策3の、**相談事業の充実**では、事業の項目数は5項目と依然と変わりありませんが、DVなどのへの対応が、より初期の段階で、より専門的に対応することができるよう、資質向上を加え、内容に変更を加えました。

特徴的なことは、家庭児童相談室と少年愛護センターそして子育て支援センターの三つの施設を統合して、相談機能を一元化し、より迅速に適切な助言や支援ができるようにしたもので、プリオの5階に、平成20年(2008)1月22日にオープン運びとなります。また現在、女性の悩み事相談を月3回、女性を優先とした女性弁護士による相談窓口を年間2回の設定をするるとともに、相談担当の職員の質向上などに取り組むこととしております。

ちなみに、市民相談室で把握できている **DV相談件数**は、平成14年度(2002)が16件、15年度(2003)19件、16年度(2004)が16件、17年度(2005)が17件、18年度(2006)が30件、19年度(2007)12月末現在が10件と推移しております。

続きまして、6ページの、社会像1の基本施策4の、**男女共同参画についての情報の収集と提供**では、当初事業の項目数が4項目であったものを、体制の整備に伴い、まとめることができたことなどから2項目としました。

とよかわボランティア・市民活動センターの設置により、行政の情報提供や、団体同士の情報交換の場として確立できたことや、情報誌ゆい・ホームページなど、啓発方法の確立ができたことにより、言葉や字句を整理したものです。

続きまして、7ページから9ページの、社会像1の基本施策5の、**男女共同参画意識の啓発**では、当初事業の項目数が10項目であったものを、ジェンダー関連の事業をより具体化した項目にするなど、言葉や字句を整理し、11項目としました。

特に、重点とすることは、ジェンダーに対する認識を再確認するため、高校生などの思春期世代や市職員向けの研修プログラムの推進と、市民意識調査での実態の把握と必要に応じて改善に向けた重点的啓発、男女共同参画週間などの期間に、啓発のための講演会を開催し、さらに、各種書類の中での不要な性別の記入をなくしていくことなどです。

続きまして、10ページから11ページの、社会像1の基本施策6の、**教育の場における男女共同参画教育の推進**では、当初事業の項目数が6項目であったものを、事業を追加するなどして、9項目としました。

内容としては、学校の実情に応じて男女混合名簿を取り入れることにより、互いに尊重し合い信頼感や協力する心の醸成を図ることや、個々の実態にあった性教育の充実を図ったり、男女共同参画意識の形成のための学校図書の情報入手することなどです。

次に、11ページから13ページの、社会像1の基本施策7の、**家庭・地域における男女共同参**

**画教育の推進**では、当初からの事業の項目数は7項目で変わりありませんが、ウィメンズカレッジをエンパワーメント講座に表現を変更するなど、内容を整理するなどしました。

生活活性課として、平成18年度(2006)は、女性団体からの企画公募された講座の開催について事業委託をし、団体の活動を支援することなどをしておりましたが、今後は市との協働型事業として取り組んでいくもののほか、男女共同参画を目指す団体同士が、情報を交換し、講座の募集などができ、さらなる発展へとつなぐことのできるよう、どすごいネットの利用促進を図るよう啓発することや、今後市外・県外で開催されている男女共同参画関係の研修会に参加できるよう、市民を派遣することを盛り込みました。

次に、14ページの、社会像2の基本施策8の、**審議会等の男女構成割合の不均衡の是正**では、当初事業の項目数が2項目であったものを、『市審議会等委員への女性登用ガイドライン』ができたことなどにより、また、登用率の目標年度の変更などをして内容を整理し、結果として2項目としました。

特に内容としては、女性委員の登用方法について、審議会等委員への女性登用促進ガイドラインに基づき、関係各課に協力を要請するとともに、審議会委員の固定的登用を解決するため、公募による登用や、兼職の制限及び委嘱期間の制限などを研究することにより、女性委員の登用を促進させることを追加しました。

県内各市において女性登用の取り組みについて調査をし、特に登用率の低い審議会については、担当課に対して登用率向上のための方途を紹介したり、子育て中の委員登用などについては、託児予算などの配慮をすることなどの提案をしております。

次に、14ページから15ページの、社会像2の基本施策9の、**事業所・団体での役員の男女構成割合の不均衡の是正**では、当初事業の項目数が3項目であったものを、表現をまとめるなど内容を整理し、2項目としました。

特に内容としては、男女共同参画意識の啓発のための、出前講座などを活用していただき、女性の参画のための配慮や登用率向上に向けての協力を依頼しております。

次に、15ページから16ページの、社会像2の基本施策10の、**地域活動・社会活動への参画支援**では、当初事業の項目数が6項目であったものを、表現内容を整理し、5項目としました。

次に、16ページから17ページの、社会像2の基本施策11の、**児童・生徒の活動の場の拡大**では、当初事業の項目数が5項目であったものを、担当課の範囲を広げつつ、表現内容を整理し、3項目としました。

特に内容としては、子どもたちの体験型の学習の場を設け、地域活動への参加を促しています。

次に、17ページから18ページの、社会像2の基本施策12の、**国際理解のための活動促進**では、当初事業の項目数が8項目であったものを、本市の外国人居住者の急激な伸びに伴い、外国人が安心して暮らすことができるよう、具体的な方途を盛り込むなどして、表現内容を整理し、7項目としました。

特に内容としては、本市居住者で最も多い、ポルトガル語およびスペイン語圏の外国人の相談が可能なように、市国際課に、嘱託職員を配置したことです。また、ホームページでは、英語に加え、ポルトガル語の体制も整え、スペイン語での体制づくりも検討中です。また諸外国での男女共同参画社会の情報を収集し、外国人居住者の対応だけでなく、より広く理解が図れるよう情報の収集をすることにしています。

次に、19ページの、社会像3の基本施策13の、**雇用機会均等の啓発**では、当初事業の項目数が3項目であったものを、表現内容を整理し、2項目としました。

特に、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法や育児・介護休業法、そのほかフリーターやニート対策などの状況を受け、国や県などから提供される情報を、広報誌などで啓発をしていくこととしました。

平成14年度(2002)の調査・・・市内70事業所のうち24事業所回収

**育児・介護休業制度の利用**は、20事業所

(男性の育児休業4事業所、男性の介護休業1事業所、女性の育児休業15事業所)

次に、19ページから20ページの、社会像3の基本施策14の、**職業能力の開発支援**では、当初からの事業の項目数4と変わりありません。

このなかで、カッコ書きの女性起業家支援資金は、国民生活金融公庫の例でいいますと、女性・若者・シニア起業家資金の貸付のことでありまして、女性または30歳未満、または55歳以上の方が新規に事業を始める場合、または事業開始から5年以内の方を対象として、貸付限度額7200万円、返済は設備資金は15年以内、運転資金は5年以内というものです。くわしくは、国民生活金融公庫豊橋支店が、このあたりだとお近くの窓口です。

次に、20ページの、社会像3の基本施策15の、**職場における男女共同参画の推進**では、当初より事業の項目数は3項目ですが、法律の整備などがありましたので、表現内容を変更しました。

このなかで、優良企業の顕彰という項目がありますが、いまのところありません。

次に、21ページの、社会像3の基本施策16の、**セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進**では、当初より事業の項目数は2項目であります。

毎年11月12日から11月25日での女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、市広報や、男女共同参画情報誌ゆいなどで、啓発を行っております。

次に、21ページから22ページの、社会像3の基本施策17の、**労働条件・労働環境の向上**では、事業の項目数は以前からの7項目と変わりありませんが、育児・介護休業法や、ここではワークシェアリングとなっておりますが、現在ではワークライフバランスの概念、さらには女性のための再就職の支援などを新たに盛り込み内容を整理したものです。

次に、22ページから27ページの、社会像3の基本施策18の、**育児・介護環境の充実**では、当初事業の項目数が18項目であったものを、一時保育や放課後保育の一層の充実、公共施設内の

トイレでは子連れ家族が安心して利用できるようにすること、保育所の入所待機の早期解消などを  
もりこむこと、ワークライフバランスや育児・介護休業法の啓発、次世代育成支援対策推進法による  
事業展開等々、22項目に変更しております。

特に、市役所内でのベビーチェア、ベビーベッド、多目的シート、子ども用多目的トイレの設  
置や、子連れ優先の駐車場の改良などについて、整備しました。

これらのほか、在宅介護支援センターで、要介護者の関係情報を一元的に管理することとしまし  
たが、市内に7箇所あったこの施設を廃止し、新たに2箇所(ゆうあいの里、県営牛久保住宅)の、  
地域包括支援センターを設置し、より充実したサービスの提供ができるようにしました。

次に、28ページから29ページの、社会像4の基本施策19の、**生涯を通じた健康支援**では、  
当初から事業の項目数は10項目と変わりありません。

次に、29ページから31ページの、社会像4の基本施策20の、**母性保護と母子保健の充実**で  
は、当初から事業の項目数は8項目と変わりありませんが、特に育児における父親の役割について  
の啓発活動に重点を置くことや、喫煙をとりまく諸問題を、市役所の施設管理という立場で取り組  
むだけでなく、母子や児童への健康教育を一層充実させる事業としております。

次に、31ページから、32ページの、社会像4の基本施策21の、**家庭生活における男女共同  
参画の促進**では、引き続き継続をしていくということで、当初から事業の項目数は3項目と変わり  
ありません。

次に、32ページの、社会像4の基本施策22の、**母子家庭・父子家庭の支援**では、引き続き継  
続をしていくということで、母子相談員が母子自立支援員に言葉が変更になったことによる変更で、  
当初から事業の項目数は2項目に変更となりました。

続きまして、32ページから35ページの、社会像4の基本施策23の、**高齢者・障害者福祉の  
充実**では、当初事業の項目数が7項目であったものを、事業を追加するなどして、9項目としまし  
た。

特に、障害者自立支援法の創設に伴う内容の整備や、社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、  
そして市内箇所の地域包括支援センターとの連携による、介護予防・地域支援事業などを追加しま  
した。バリアフリー化の住宅整備では、屋外スロープ設置を市営金屋、赤代、豊川、八幡住宅に、  
浴室給湯器・シャワー・手すりを、西豊B,赤代A住宅に、それぞれ設置しました。

次に、35ページから37ページの、社会像4の基本施策24の、**生活環境の整備・充実**では、  
当初から事業の項目数は6項目と変わりありませんが、特に市内各所におけるバリアフリー化と、  
都市公園や散策路などの整備には、複数の課が担当すべきものとしての位置づけをし、今後とも計  
画的に整備をしていくものであります。国府駅東西連絡通路エレベーターの設置、や国府駅前広場  
及び市道大池線の整備計画の策定、そして、豊川駅東土地区画整理事業地区内の道路歩道を透水性  
舗装とするなどを実施しました。

続きまして、38ページから39ページの、社会像5の基本施策25の、**推進体制の整備・充実**では、当初事業の項目数が4項目であったものを、事業を追加するなどして、5項目としました。

特に、前回のプランでは、男女共同参画担当の生活活性課を設置しその課が中心的に事業を進めることとしておりましたが、いまや全庁挙げての推進体制が整ってまいりましたので、そうした組織機構的な面や、サポート体制の拠点施設である、とよかわボランティア市民活動センターが、NPOセンターホットに変わり整備されたことにより、内容を整理し、プラン推進のため市長とボランティアやNPOとの懇談会を開催するための検討をしていくことも加えております。

次に、39ページの、社会像5の基本施策26の、**推進のための拠点整備**では、当初事業の項目数が4項目であったものを、表現内容を整理し、3項目としました。

特に、各課で開催している講座などにおいては、子育ての手が離せない市民の参加も想定され、講座などを開催するすべての課において、託児付きの講座の開催を企画するよう今後とも取り組みをしていくものです。

次に、40ページの、社会像5の基本施策27の、**高度情報通信技術の活用**では、当初から事業の項目数は3項目と変わりありませんが、特にコンピュータのネットワーク上での情報提供や交換ができるよう整備されたのを受け、より活用していただくよう利用の啓発をすることなど、字句の整理をしております。

続きまして、40ページから42ページの、社会像5の基本施策28の、**行政の責務、率先活動の充実**では、当初事業の項目数が6項目であったものを、事業を追加するなどして、8項目としました。

特に、市職員の育児・介護による休暇などの後の、復帰に向けた支援体制や、子育てを応援する体制づくりのほか、職員の服務規程の中にセクシュアル・ハラスメントの防止の規定を取り入れるなどしたことです。

**女性管理職の登用状況**は、一般行政職172名中、課長級2名、課長補佐級6名の合計8名で、女性比率は、4.65%、医療職では87名中、次長級1名、課長級10名、課長補佐級15名の合計26名で、女性比率は、29.89%、保育職は、2名中、課長補佐級2名で、女性比率100%です。

また、**職員向け子育てマニュアル**を作成し、育児と仕事の両立を安心してできる体制を整備しており、育児休暇を男性職員が取得している状況では、17年度(2005)1年間を1名の職員が、18年度(2006)中の約2週間を部分休業として1名の職員が、19年度(2007)においても18年度と同じように取得しています。

最後に、42ページの、社会像5の基本施策29の、**市民の責務・事業者の責務**では、当初から事業の項目数は2項目と変わりありませんが、引き続き、表現のガイドラインやジェンダーチェックリストなどを、イベントでの配布や、機関紙の紙面掲載により、男女共同参画の推進のため啓発を図っていきます。

以上、プラン改定によりまして基本施策は29の項目は変わりありませんが、155の事業が、

161へと加減はありますが、変更となっております。

### 3.資料 豊川市における審議会等委員への女性登用状況

ここで、お手元の資料、豊川市における審議会等委員の女性登用状況につきまして、簡単に説明いたします。

まず1の、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関では、平成18年(2006)が13.73%、平成19年(2007)が11.76%となり1.97%のマイナスとなりました。

考えられる要因としては、監査委員については議会選出委員が平成19年(2007)は女性から男性へとなったことによります(議会で決定、理事者側で操作できない)。固定資産評価審査委員会につきましては、平成18年(2006)、19年(2007)と0%でありましたが、平成20年(2008)1月1日付けでの委員改選で、1名の女性が登用されたと聞いております。

次に2の、法令・条例に基づき設置されている附属機関では、平成18年(2006)が22.07%、平成19年(2007)が20.64%となり1.43%のマイナスとなりました。

考えられる要因としては、全体的な傾向として、旧一宮町との合併により、委員数が増える一方で、女性委員が増えなかったということになります。全体では、28名の委員が増えましたが、女性委員が3名増えるにとどまっていることによります。そのほか、登用率の低いところで、防災会議や国民保護協議会では、有事の際の判断決定が各団体や機関の長が行う必要があるということで、こうしたポストに男性が相当数を占めている現状があるということです。また、土地区画整理審議会や土地区画整理事業評価員は、地元において土地に関する交渉を実際にする人材となりますので、どうしても女性より男性のかたとなる傾向が強いようです。任期は5年で平成18年(2006)に改選しましたので、次回は、平成23年(2011)になります。

次に、豊川市における女性登用率の推移では、豊川市の県内での女性登用率は、34市中23位で、県内22.16パーセントより1.52パーセント低い状況であります。

次に3の、要綱や規約等に基づき設置されている審議会等では、平成18年(2006)が32.7%、平成19年(2007)が36.0%となり3.3%のアップとなりました。

考えられる要因としては、登用率が低かった、高齢者サービス対策会議、新編豊川市史執筆調査委員会、新編豊川市史編集委員会、新編豊川市史編さん委員会が、18年度(2006)をもち終了したためです。

### 4.女性登用促進ガイドラインについて

以上、女性登用率の現状と分析そして対応につきましてお話をしましたが、ここで、豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドラインについて、概略を話します。

平成14年1月にガイドラインを定め、平成18年(2006)7月に改訂をしております。改訂の要点は、女性登用率30パーセント以上となる目標年度を、平成17年度(2005)末から平成20年度(2008)末へと延長しました。理由としては、各審議会の委員改選は、平成19年度(2007)から20年度(2008)にかけておこなわれるため、最も早く達成できる時期として平成20年度(2008)末としました。登用



計画の推進については、すべての審議会の登用率30パーセント達成が望ましいが、まず0パーセントという状況があるところは早期に解消し、女性委員の登用に障害となる場合は、条例規則の改正を検討する、また団体推薦のそれも長という役職のわくがあり、女性登用が難しい場合は、構成メンバーを見直すなどといった内容です。

こうした現状をふまえ、生活活性課としましては、庁内部長会議におきまして、女性登用について特段の努力をいただくようお願いしておりますし、情勢登用のガイドラインである登用率30パーセントに満たない場合は、その理由と今後の方針について、文書で回答をいただく仕組みとなっております。また、委員委嘱の決裁において担当課だけでなく合議決済となっている人事課とも協力をしながら取り組むようにしています。そのほか、女性の人材リストを配布し登用の参考にしてもらっております。

これらのほか、平成19年度(2007)におきましては、2の法令・条例に基づき設置されている附属機関のなかで、女性登用率が20パーセントを切っている附属機関について、県内各市は、どのように対応しているのかを調査し、その結果を、それぞれ附属機関を担当する所属に対し、通知をしました。どこの市も、女性登用率の向上については、苦慮しているところが多かったのですが、目立った取り組みでは、候補者の役職にこだわらないことや、公募や役職で決める場合は仕方ないとしても、それ以外は極力50パーセントを目指すことや、役職で決める場合、団体の会長が男性で副会長が女性の場合は、女性を選ぶことや、公募では女性を公募すると明記している場合など、逆に条例において役職で任命することとなっているので女性がいなければ困難であるなど、さまざまな状況がわかりましたので、よく整理し参考としていきたいと考えます。

また、各課に対しては、子育て中の女性委員を登用する場合も考えられるということ念頭に入れ、女性登用を検討していただき、会議開催中の託児対応なども配慮するよう依頼しております。

#### **豊川市役所等特定事業主行動計画**（人事課）

平成17年(2005)4月1日から22年(2010)3月31日（5年間）

##### ・育児休業等の取得率

男性職員の育児休業等の取得率を55%にする。ただし子どもが生まれる前後（産前産後それぞれ8週間以内）における妻の支援、または育児のための5日間以上の休暇の取得率を含む

女性職員の育児休業等の取得率は、現状の取得（90%以上）を下回らない数値を維持

##### ・時間外勤務の縮減

全職場において時間外勤務を年間360時間以内に。

業務の性格から実施が不可能な職場を除き、時間外勤務を、対前年比で10%縮減

##### ・年次休暇取得日数の増加

現状の平均8日と6時間を取得率として、1年に4%づつ、5年で20%上積みをし、年間平均12日の取得とする。

- 話し合い
- ・ 施設のバリアフリー化が男女共同参画社会づくり推進になっているというが、担当課の従来事業をあてはめただけではないか。担当課がどういう男女共同参画の認識のもとにプランに掲げたのか知りたい。DV被害者について、「女性のわがまま」と言った職員がいたが。
  - ・ 生活活性課の業務は、男女共同参画についての啓発。担当者は1名。実際的な行動やシステム構築を図っていかないと男女共同参画社会はつukれないのではないかとと思うが、心細い体制。
  - ・ 男女共同参画についての方針を担当課ごとに出したら、どうか。
  - ・ 裁判員制度が始まるが、国民ひとりひとりの力が認められ求められていく時代になった。また、地方分権が叫ばれ、地方の特色を發揮しなければならなくなってきた。そういう中で男女共同参画社会づくりも、もっと踏み込んで考えるべき。行政だけの発想ではもはや通用しないのではないか。市民を巻き込んで誰もが行政企画に参画できるようなシステムを行政・議会は真剣に考えるべき。
  - ・ 審議会、委員会が市民の声をどれだけ吸い取っているか、疑問。
  - ・ 一宮町との合併によって、委員数が増えたが、女性委員が増えなかったとのこと。豊川市と合併した町の地域間格差、男女共同参画についての温度差を明確にし、対処していく必要がある。
  - ・ 委員選考は、委員会開催日、時間等の配慮によって、機会均等を図ることが大切。人材不足というのは言い訳。どんな人も選ばれるというシステムにし、誰もがまちづくりに関わっていくことが、これから求められていくものだと思う。
  - ・ 男女共同参画の推進体制、整っているとは思えない。バラバラの感じ。
  - ・ 農業委員（33名中女性2名）に女性が増えていない。実質的に農業をしているのは女性。今の体制では男性がなりやすい状況にある。今の時代に合せて農業委員の選考基準の見直しが必要。
  - ・ 日進市は女性登用の先進市。注目すべき。
  - ・ 基本施策6教育の現場における男女共同参画教育の推進事業の概要7に、『学校の実情に応じて取り組みます』は変。なぜ男女混合名簿が必要かについて、教職員間に共通認識があるかどうか。
  - ・ 男女共同参画は人権の問題。『ワーク・ライフ・バランス』がキーワード。
  - ・ 今の世の中では、ラインから外れた人間は生きにくい。誰もが平等であるという認識が必要であると強く感じている。
  - ・ 性のマイノリティの人達への偏見、強い。
  - ・ 寡婦、母子家庭であることに世間の目を冷たく、辛かった。
  - ・ 『氏子総代』には『女ではまずい』、『区長』には『男でないといけない』と言われた。
  - ・ 「女のくせに」と言われたが、男女の壁はない、常に対等だと思っている。
  - ・ 男女の区別を感じることなく、活動してきた。
  - ・ 市会議員を町内会が中央に押し出すという形だったが、NPOが増加してきたのを考えると、NPO自体が、活動サポートしてくれる議員を積極的に推薦することを

考えていかなければならない。それが、NPOの発展になり、社会貢献になる。

- ・ 市民病院など保健医療に携わっている人、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、真剣に考えてほしい。
- ・ 15歳から20歳までの子どもを扱う課が、市役所にはない。児童ポルノ、薬物の問題を真剣に考える部署はどこか。
- ・ 思いやりのシステムをつくってほしい。

**施設のバリアフリー化が、男女共同参画の問題とは関係が薄いのではないかとの質問への回答**  
(会終了後、丸山さんからメール)

平成13年3月に策定しました「とよかわ男女共同参画プラン」のなかでは、自立と支えあいの男女共同参画社会を将来像として、五つの社会像があると説明しました。その中で、4つ目の「生涯にわたり安心して暮らせるまち」の基本的課題には3つの課題がありました。それは、生涯にわたる家庭生活をつくる、次に、ゆとりある家庭生活をつくる、次に、暮らしやすい生活環境をつくるというものです。以下にプランの中で記述してあることを転記いたしますので、ご参考としていただければ幸いです。

平成13年3月に策定しました「とよかわ男女共同参画プラン」のなかでは、自立と支えあいの男女共同参画社会を将来像として、五つの社会像があると説明しました。その中で、4つ目の「生涯にわたり安心して暮らせるまち」の基本的課題には3つの課題がありました。それは、生涯にわたる家庭生活をつくる、次に、ゆとりある家庭生活をつくる、次に、暮らしやすい生活環境をつくるというものです。

・ ・「男女が共に幅広い分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することは、男女共同参画社会の形成の目的となっています。この目的を達成するためには、男女共同参画の視点から、家庭や職場の中だけでなく、私たちの生活を取り巻くすべてのものを見直していく必要があります。なかでも、ごみ処理問題や世界的に問題となっている地球温暖化をはじめとする地球環境問題については、従来の原因先が特定される産業活動からの公害としてではなく、市民生活における自動車や電気製品の利用などの消費活動により顕在化してきたことから、環境に悪い影響を及ぼさない家庭消費生活を進める必要があります。なお、この環境問題に対する取り組みは、今まで、実態として家事労働等に多く関わってきた女性により、様々な活動がなされてきましたが、このことは、男女共通の課題であり、男女共同参画の視点から男性に対しても活動の場や機会を拡大し、共に環境問題に取り組み、消費生活を見直していく必要があります。また、この消費生活については、衣食住だけにとどまらず、精神生活面も含めて生活全般に影響を及ぼすことから、消費者保護という面からも消費生活の安定や、向上を図るなどの取り組みが必要です。さらに、生活に身近な公園や道路をはじめとした公共の施設を子どもや子ども連れ親子、妊産婦、高齢者、身障者に配慮し、ユニバーサル・デザインの感覚をもった、人にやさしい施設とするなど、男女が性別・年齢を問わず、誰もが暮らしやすい生活環境をつくっていく必要があります。」

以上、プランの文章をそのまま紹介させていただきました、プランそのものの説明が不足しているため、このようなご質問になったものと思われましたので、紹介させていただきました。